



許可番号03743188303

産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県木田郡三木町大字奥山 3127 番地

氏名 株式会社 ジェイディ
代表取締役 溝淵 誉仁
代表取締役 松本 英高

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 平成30年4月6日

許可の有効年月日 令和3年12月4日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (含水率低下処分に限る。) 業

最終処分 (埋立処分に限る。) 業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

含水率低下処分: 汚泥 以上

ただし、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

埋立処分: ①燃え殻②汚泥③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦動植物性残さ⑧ゴムくず⑨金属くず⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑪鉱さい⑫がれき類⑬ばいじん⑭産業廃棄物を処分するために処理したもの 以上

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含む。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。(水銀回収が必要なものを除く。)
水銀含有ばいじん等	含む。(水銀回収が必要なものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

事業の用に供する施設又はその設置場所を変更しようとする場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

—有— ・ 無
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類及び数量：汚泥の含水率低下処理施設

設置場所：木田郡三木町大字奥山字広野 3124 番2、3125 番1、3126 番、3133 番、3133 番3 以上

設置年月日：平成28年12月1日

処理能力：17m³/日(24時間)

(2) 種類及び数量：産業廃棄物の最終処分場（管理型埋立地）

設置場所：木田郡三木町大字奥山字広野 1963 番、他 18 筆 以上

許可年月日及び許可番号：平成27年2月26日(設置許可) 第18-3-031号

設置年月日：平成28年12月1日（第1工区）、令和2年11月26日（第2工区）

処理能力：埋立地の面積 20,357m²、埋立容量 173,245m³

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年12月5日（当初許可）

平成30年4月6日（変更許可）

平成31年4月22日（法人代表者の変更による書換交付）

令和2年12月8日（第2工区竣工による書換交付）

以下余白